

会員の皆様へ：重要事項のお知らせ

第 33 回学術集会の演題応募における倫理的配慮と手続きについて

日本小児泌尿器科学会理事長

野口 満

かねてより会員の皆様には、第 32 回日本小児泌尿器科学会学術集会における総会および倫理委員会レポートにおきまして周知をさせていただきましたように、第 33 回学術集会における学会発表から、演題応募時の倫理的手続きが必須となりますのでご注意ください。この倫理的手続きは、2024 年の第 33 回学術集会で試行、2025 年の第 34 回学術集会から本格的な運用を実施することとなっておりますので、抄録作成にあたっては、「ヘルシンキ宣言」、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、「症例報告を含む医学論文及び学会研究発表における患者プライバシー保護に関する指針」などを遵守し、演者の責任において倫理的問題が解決された抄録をご応募ください。

演題応募時の倫理的手続き

日本小児泌尿器科学会では、先に日本泌尿器科学会より呈示された「日本泌尿器科学会学術集会への演題応募時の倫理審査の確認について」に準じて、応募演題を 7 つのカテゴリー（I-A, I-B, II, III, IV-A, IV-B, V）に分けております。それぞれの研究カテゴリーをご確認のうえ、演題応募にあたって必要な倫理的手続きを講ずるようお願いいたします。詳しくは日本泌尿器科学会ホームページ「倫理審査について：日本泌尿器科学会学術集会への演題応募時の倫理審査の確認について 2023 年 5 月更新 (urol.or.jp)」をご覧ください。

カテゴリー IV-A（既存資料・情報を用いた観察研究）または IV-B（新たに取得する試料・情報を用いた観察研究）に分類される観察研究も研究発表に際し、各施設の倫理承認が必要です。会員の皆様におかれましては、倫理承認を必要とする研究発表では、早めに倫理審査承認を得ておくよう予めご準備ください。応募演題は倫理承認取得の有無や内容も査読対象となります。倫理承認を必要としない「人を対象とする」研究演題は、カテゴリー V を選択してください。

尚、臨床研究の倫理審査を行う倫理審査委員会やそれに準じた諮問委員会を常設していない施設からの研究発表については、関連の大学病院や日本医師会倫理審査委員会など外部の倫理審査制度を利用して倫理審査を受けるようにしてください。ただし多施設共同研究の場合で、取り纏め機関での一括審査が可能な体制で倫理審査委員会の承認が得られている研究の場合は、所属する施設の施設長の許可があれば、代表施設の倫理審査委員会での一括審査が可能なため、所属施設での個別審査は必ずしも必要ありません。

日本小児泌尿器科学会では、本学会が主導して行うもの以外の臨床研究の倫理審査は行っておりませんので、ご注意ください。